

第十五回国会 通商産業委員會議録 第二号

昭和二十七年十一月八日

小金 義昭君 村上 勇君
河野 金昇君 今澄 勇君
永井勝次郎君
が理事に当選した。

昭和二十七年十一月十一日(火曜日)

午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 坪川 信三君
理事 小金 義昭君 理事 村上 勇君
理事 今澄 勇君

大倉 三郎君 大島 秀一君
首藤 新八君 辻 寛一君
中村 國夫君 福井 順一君
福田 一君 宇田 耕一君
高橋 長治君 長谷川四郎君
山手 満男君 伊藤卯四郎君
多賀谷貞徳君 田中織之進君

出席政府委員

通商産業事務官 石原 武夫君
(公益事業局長)
(労働事務官) 賀来才二郎君
(労働局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 佐久 洋君
官(石炭局長) 専門員 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

十一月十一日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として多賀谷貞徳君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
国政調査承認要求に関する件

第一類第十一号 通商産業委員會議録第二号 昭和二十七年十一月十一日

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第三号)
電産・炭労ストに関連する電気事業及び石炭鉱業に関する説明聴取

○坪川委員長 これより会議を開きます。

本日はまず国政調査承認要求の件についてお諮りいたします。衆議院規則第九十四条によりまして、常任委員会に会期中に限り、議長の承認を得てその所管に属する事項について国政に関する調査をすることができるとなっております。なお議長の承認を求めらるるには、その調査をしようとする事項の目的、方法及び期間等を記載して、書面を議長に提出しなければなりません。本委員会といたしましては、前回同様、調査する事項といたしまして、一、電気事業及びガス事業に関する事項。二、貿易の振興状況並びに貿易資金調達の現状に関する事項。三、中小企業の金融状況並びに中小企業等協同組合の結成及び活動状況に関する事項。四、鉱業、採石業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業、その他一般工業の事情、特に需給並びに金融状況及び企業合理化の進行状況に関する事項とし、調査の目的として、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策を樹立するためとし、調査の方法として、小委員会の設置、関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等をいたして、国政調査承認要求書を議長に提出いたしました。

いと存じますが、御異議ありませんか。

○田中(鐵)委員 ちよつと……第四番目に鉱業、採石業等いろいろな産業をあげられておるのですが、最近非常に問題になっておる防衛生産関係であるとかあるいは特需関係であるとかいふような問題はこの四番目の中に含まれるつもりでありますか。この問題は、来年度の予算その他に関連して、現下の産業界、中小産業行政の上で非常に大きな問題であるかと思ひます。防衛生産という言葉は適当であるかどうかは別問題として、この問題を第四の関連産業の中に入れて調査する御意向でありますか。できれば一項目を立てていただきたいと思ひますが、ほかの方の御意見を聞いてみたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 ただいま田中君から発言された種類の産業は、当面の日本経済の上から見ても、また日本産業の構造の上から見ても非常に重大な問題であると思ひますので、これは別個にお扱い願ひたいと思ひます。

○坪川委員長 これに関連して、他に御発言はありますか。

○小金委員 しばらく休憩していただいて、懇談されたらどうかと思ひますが、いかがですか。

○坪川委員長 ただいま小金君から御発言がありましたが、これは非常に重要な問題とも思ひますので、休憩して懇談いたした上で決定いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○坪川委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後一時四十八分休憩

午後一時四十九分開議

○坪川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま田中委員並びに伊藤委員から御発言になりました、調査事項第四項につきましては、防衛生産に関連したことも含まれてはいるやいなやという御質問でありましたが、ただいま相協議いたしました、この問題はこれらの事項の中に含まれてはいるということを御異議ありませんか。

○坪川委員長 それでは国政調査承認要求書を、以上のごとく再確認をいたしまして議長に提出をいたしたいと存じます。御異議ありませんか。

○坪川委員長 御異議がなければさようおとりはからいたします。

○坪川委員長 それでは次に電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案について政府より提案理由の説明を求めます。石原政府委員。

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案
電気及びガスに関する臨時措置に

電気事業及びガス事業、電気及びガスの供給、電気の使用制限、発電水力、電気用品並びに電気及びガス

に関する施設に関しては、これらの事項に関する規定する法律が制定施行されるまでの間は、昭和二十七年十月二十四日に効力を有していた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号。罰則を含む)並びに旧電気事業再編成令(昭和二十五年政令第三百四十二号)第六條第二項並びに附則第十二項及び第十六項の規定の例による。但し、他の法令の規定の適用を妨げない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業大臣がこの法律の施行の際この法律の規定に基づき旧公益事業令の規定の例により命令を制定する場合において、その命令の内容が旧公益事業令に基づく命令で昭和二十七年十月二十四日に効力を有していたものの内容と同一であるときは、旧公益事業令第六十條第一項第一号の規定にかかわらず、聴聞を行うことを要しない。

3 この法律の規定に基づき旧公益事業令の規定の例により許可又は認可を受けたもの及び旧公益事業令の規定の例により許可又は認可を受けたものとのみなす。

4 前二項に定めるものを除く外、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

5 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中電気事業主任技術者資格検定審議会の項の次に次のように加える。

電気及びガスに関する法令の改正に關する重要事項を調査審議すること。

6 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号を次のように改める。

九 電気及びガスに関する臨時措置に關する法律（昭和二十七年法律第 号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条

7 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七條に次の一號を加える。

八 電気及びガスに關する臨時措置に關する法律（昭和二十七年法律第 号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第

四十四條、第四十五條、第五十四條及び第五十五條

8 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の施行の日以後は、道路法施行法（昭和二十七年法律第八十一号）第十六條の規定は、この法律の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令第七十五條第四項及び同條第五項第二号の諸規定を定めたものとみなす。

8 他、の法令中「公益事業令」とあるのは、「電気及びガスに關する臨時措置に關する法律の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令」と読み替へるものとす。

○石原政府委員 ただいま議題となりました電気及びガスに關する臨時措置に關する法律案につきまして御説明申し上げます。

電気事業、ガス事業その他電気及びガスに關しましては、これらの物資がわが國經濟上重要な地位を占め、かつ國民生活上欠くべからざる要素となつております關係から、すでに戦前か

ら、電気事業法、瓦斯事業法等により、また最近におきましては、昭和二十五年十二月以降、御承知の通り、ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基づき公益事業令および電気事業再編成令の制定により、電気及びガスの供給度の向上と、電気事業及びガス事業の運営の調整を中心として、電気及びガス使用者の利益を確保し、かつそれらの供給事業の健全な發達をはかつて参つたわけであり

し、かしながら今年四月二十八日講和條約が發効し、わが國の獨立が回復された結果、ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件は、新憲法下においては存続することができなくなりました。この命令に基いて發せられた諸命令については、これをただちに廢止するとともに、かえつて社會秩序を亂し、國政の混亂を招くおそれがありますために、廢止法律の施行の日から百八十四日間は、すなわち昭和二十七年十月二十四日まで法律として有効とされ、これを存続する必要があるときは、別に法律による措置を講ずることとされたのは、すでに御承知のことと存じます。

この趣旨に従ひ、政府は電気及びガスの産業及び民生に對する影響の重大性にかんがみ、とりあへず公益事業令及び電気事業再編成令につき、この二政令を法律としてなす存続させることとし、第十三回國會に對し、ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に基く公益事業委員會關係諸命令の措置に關する法律案を提出し、御審議を仰いだのであります。諸般の事情から可決成立を見るに至らず、次國會への継続審議を決定された次第であります。しかるに同法律案は、第十四回國會の解散に伴ひ審議を経るに至らずして廢案となり、ここに公益事業令及び電気事業再編成令は、昭和二十七年十月二十四日を限つて失効し、電気及びガスに關する法規制の根柢が消滅するに至つたわけであり、もちろん現在のところにおきましては、行政指導により、電気、ガス事業界を初め、國民一般の協力によりまして、その秩序はおおむね順調に守られてはおりますが、法の空白期間の長期化に伴ひ、予想される不測の混亂、または無用の摩擦の發生を防止するため、政府といたしましてはここに恒久法の立法に至るまでの暫定措置として、電気及びガスに關する臨時措置に關する法律案を至急本國會に提出し、御審議を仰がんとするものであります。

この法律案の内容につきましては、御審議に際し十分御説明申し上げる所存であります。簡単にその概要を述べますならば、この法律は本則一箇條、附則九項よりなつておられ、本則におきましては、電気及びガスに關しまして、とりあへず失効前の旧公益事業令の全部及び電気事業再編成令の必要部分の内容と同一の法規制を行ふ旨を明らかにしたものであります。

附則におきましては、旧公益事業令に基いて、許可、認可等の処分を受けた者については、この法律に基いて許可、認可を受けたものとみなす等、この法律の施行に伴ふ必要な経過規定を置いたほか、今後の恒久法たる新電気事業法、新ガス事業法等の制定を慎重にするため、通商産業省に電気及びガス關係法令改正審議會を設置する旨を定めておる次第であります。

以上が簡単にあります。この法律の提案理由であります。政府といたしましては、もちろんこの法律をもつて電気、及びガスについて恒久的に規制しようとする意図ではなく、この法律の附則において示した通り、今後通商産業省に法令改正審議會を設け、広く各界の學識経験者の参加を求め、慎重に審議を加えました上、新たな構想によりまして、電気及びガスに關する恒久法律を立案し、できるだけすみやかに國會に提出し、十分な御審議、御検討を願う所存であります。何とぞこの意を了とせられ、この法律につきましては、御審議の上すみやかに御可決あらんことを切にお願いいたします次第であります。

○坪川委員長 以上をもつて政府の提案理由の説明は終了いたしました。質疑は次會に行ふことといたします。

○坪川委員長 次に電産、炭労スト問題に關し、政府より説明を聴取いたします。と存じます。佐久石炭局長。

○佐久説明員 炭鉱のストライキ問題について従來の経過を御報告申し上げます。

炭鉱の交渉は中央交渉と、北海道、常磐、山口、九州というブロックの交渉と、二つにわかれて従來交渉されておつたのであります。八月二十五日から十月九日まで十一回にわたりました交渉をいたしましたのであります。その交渉の内容は、労務者の賃金の値上げの問題、標準作業量問題、職員の給与の問題、基準外賃金の問題、協定期間の問題、主としてこういう問題についての交渉でございましたが、遂に交渉が妥結に至りませんでした、決裂をいたしましたのであります。

それで中央交渉をいたしております十六社につきましては、十三日と十四日の二日間ストライキをやりました、その後十七日から、今日までずっと引續いてストライキに入つておるものであります。先ほど申し上げました地方のブロックにつきましては、北海道

の地区の一部は先月の二十七日、三十日、三十一日の三日間ストライキに入りました。常磐地区は二十七日と三十一日にストライキをいたしました。山口の地区は二十八日と三十日、九州の地区は二十七日と三十一日、おの／＼ストライキをいたしましたのであります。このほかに炭鉱の組合系統といたしましては、日本鉱山労働組合系統のものがございまして、十月においてはその系統のものはストライキを実施しておりません。十一月に入りまして、中央交渉をいたしております十六社については、引続き今日までストライキを実施しております。北海道地区の一部は五日と六日、常磐地区が五日と六日、九州地区が五日と六日、こういうふうなストライキを実施いたしました。日本鉱山労働組合系統の、大手筋のものが九州において三日からストライキに入っております。これによりまして減産がどの程度かと申し上げますと、十月分については全部を含めまして百五十六万トンほどの減産を来しております。十一月分も全部ひくくめて申しますと、今日まで推定して二百六十三万トンほどの減産を来しております。これについて需給関係にどういふ影響を来しておりますかと申しますと、これはお手元に資料が配りしてございまして、ストライキ前の貯炭の状況は、本年度上期におきましては、国内の生産は最初の見込み二千三百二十万トンを、大体達成いたしております。これに対して、国内の一般産業の伸びがそれほど大きくないのと、火力発電関係で豊水のために需要が減つたというふうな関係がございまして、九月末の貯炭は、坑

所、港頭、市場を含めまして貯炭が、二百六十八万七千トンでございまして、そのほかに大口工場の手持の貯炭が四百五十二万トンございまして、合計して七百二十万トンほどの貯炭がございまして、これを炭種別にいたしまして、お手元の資料のまん中ごろに書いてある通りでございまして、ストライキが始まりました。出炭が減少して、従つて貯炭を食うという結果になるのでございまして、十一月十一日の現在における貯炭の状況を推定いたしますと、大体坑所、港頭、市場におきまして二百二十万トン前後と思われまして、そのほかに工場貯炭が、これも推定でございまして、三百八十万トンくらいではないか、こういうふうな思われるのであります。それからお手元にお配りいたしました資料の二というところに書いてございまして、今日までの減産の二百六十三万トンというのを炭種別に推定をいたした数字でございまして、そこで今後の炭の需給の問題でございまして、原料炭につきましては、大体現在の貯炭で、維持日数として一箇月半くらいのものでございまして、特殊なガス部門の原料炭というものは、やはり貯炭の手持が少なくなつておりますので、場合によりましては、他の産業との調整を行う必要があると思ひまして、その準備をいたしております。下期全体の原料炭の見通しとしましては、場合によつて供給不足も考えられるのでありまして、これについては若干の輸入を、あわせてただいま準備をいたしておるところでございまして、ガス発生用炭につきましては、大体上期の貯炭というものをすてに食いつぶしておりますので、ただ

いまはストに加わらない炭鉱から出てくるガス用炭で、ようやく食ひ延ばしをやつておるといふような状況でございまして、これにつきましても、五万トン程度の輸入というのを目下考えております。このストが相当長引くということになれば、一番先に出て参りますのは、ガラスとか平炉部門における炭線の問題であります。輸入という手以外にはちよつと考えられまじいので、工場の方においても、保安操業によつて貯炭を食ひ延ばすというのを考えておるところでございまして、大体今までの経過を申し上げます。○石原政府委員 引続きまして、電産のストライキの経緯を御説明申し上げます。便宜よく簡単なものを資料としてお手元に御配付申し上げてありますので、その順で御説明させていただきます。電産のストライキは、本年四月十四日に組合が基準賃金の改訂要求書を提出したに始まつてございまして、現行賃金一万二千八百六十八円に對しまして、本年四月以降二万五千五百円という要求を提出したのでございまして、次いで五月十六日に至りまして、組合は自主的な解決が不可能といたしまして、中央労働委員会に調停の申請をいたしております。これに對しまして、九月六日に至りまして、中央労働委員会は調停案を提示いたしております。その内容といたしましては、二十七年の十月以降基準賃金一万五千四百円という案でございまして、この賃金の比較につきましては別の資料にございまして、あとで計算をしていただきたいと思います。す

す。それから九月九日に、九月十六日以降無期限事務ストの指令を出してあります。九月十日に組合をいたしましては、調停案の拒否をいたしてあります。九月二十四日に第二次の、八時から十四時までの電源ストをやつております。次に九月二十七日に至りまして、会社側も調停案を拒否してあります。その理由は、調停案によりまして、年間約六十億の人員費の増嵩を来し、会社の経理上困難だといふので拒否をいたしてあります。十月三日以降七日、十一日、十五日、三次、四次、五次という電源ストを組合が実行してあります。十月十八日に至りまして、電気経営者会議は、会社別の地方交渉に移したといふ申し入れをいたしてありますが、組合は受理いたしません。で、さらに二十一日に至りまして、第六次のストを二十一、二十二と続けまして、二十二日に至りまして電源二五%のストを初めてやつてあります。以降電源ストを二五%を最高としてやつておりますが、二十二日以後比率が二五%になつたのであります。十月二十三日申労働の中山会長は、労使双方を呼ばれて実情を聴取されておられるにとどまつておるようであります。二十七日に経営者は各社社長連盟で、地方別交渉に移すといふ通知をいたしたのであります。組合側はただちにこれを拒否したといふ状況であります。次いで二十八、二十九日第七次の電源ストが実行されたのであります。この日も中山会長が労使双方を呼ばれて調停案を基礎として話し合ひをするやうにという勧告をしておられますが、当事者双方とも意見を披露いたしません

で、交渉にまで至らぬ状況になつております。それから三十一日に再度労使双方を中山会長が呼んで、再勧告をいたしてあります。組合側は十一月一日に重点職場の無期限事務ストに入つてあります。それから十一月の四日に至りまして、中山会長はさらに労使双方を個別に招かれまして、調停案の検討を重ねて勧告をしておられます。その際この組合側は統一賃金、統一交渉といふことと、それから調停案を基礎として交渉するといふことについては、大体会長の勧告をいれてあります。これに對しまして会社側は、やはり統一賃金、統一交渉といふことであれば、自分の方としては応ぜられないといふことで、このときの勧告におきましても、まだ両当事者間の交渉の段階まで達しておらないやうな状況でございまして、それで六日、七日とさらにストが行われたのでございまして、七日に至つて初めていわゆる停電ストと申しておりますスイッチを切つて停電を起す停電ストを組合側が実施いたしております。以上が今日までの経過でございまして、一応予定として十一月一日にはさらに再度停電ストをやるといふことになつております。十二日には二五%の電源ストといふことが一応きまつております。さらに本日は、新聞等にも出ておりますが、組合側としましては、今後十七、十八日に大口の工場を対象にいたしまして、四時間ずつの停電ストを実施する、十九日の午前八時から二十日の夜十二時まで、四十時間の二〇%の電源ストをするといふことを発表いたしております。

以上がごく概略のこれまでの経過でございますが、別にお配りいたしましたのは、賃金の比較表でございます。これは現行と、組合の要求と、それから調停案という三つにわけ書いてございます。なおその下には、中央労働委員会が調停をされた調停案の全文、本文というふうなものを御参考につけてございます。

以上のような経過でございますが、政府といたしまして、あるいは通産省といたしまして、これをどう考へておるのかという点につきましては、今回の争議が両当事者の開きが相当大きく開いておまして、なか／＼簡単に折り合ひません結果、ストが非常に長期になりまして、一般の需用者側に迷惑が及んでおることはなほ遺憾に存じておりますが、われ／＼といましては、このストの解決方法は、原則として自主的な解決が希望されますが、なおそれが困難な際には、中央労働委員会に御尽力を願ひまして、それによつてひとつこのストをできるだけ早く解決したいといふことで、かねてから関係の事務当局が寄りまして相談をいたし、中労委の中山会長に從來から非常にたび／＼御尽力を願つておるわけでありまして、現在のところ中労委の御努力によつておる状況でございます。実は本日も午後から中労委で労使双方を呼び出されまして、さらにあつせんを続けられる予定になつておりますが、現在までのところさうな段階にあることを申し上げておきます。

問題は重大な問題であることは申し上げるまでもありません。従つて私もはこの二つの問題について質問をしようと思つておりますが、その質問は、いづれも政府のこのストに対する根本的な解決への態度方針、あるいは通産大臣、労働大臣がその政府の方針に対してどのように対処してすみやかに解決をしようとしているか、こういう点をわれ／＼はお尋ねをしようと思つてございまして。従つて通産大臣、労働大臣の御出席を願ひなければ、その重大な問題について質問をすることはできないのでございまして。ついでには先般も、本日両大臣の出席を求めたことを委員長を通じて御相談をしておたのでありますが、委員長の方で大臣との交渉の状態をひとつ御報告願ひ、さらには本日出席できるものであるかどうか、この点をひとつ委員長からお伺ひしたい。

○坪川委員長 お答えいたします。ただいま伊藤委員長から御質問になりました件につきましては、委員長から池田通産大臣に対して数回にわたり折衝いたしましたのでありますが、本日午前からは午後にかけて閣議を開いておるに、その閣議も予算閣議を開いておるに承つておるに、従つてその終了時刻もかなり遅くなるようなことを聞いておりますので、大臣としてぜひとも本委員会に臨んでいろ／＼とお答えもいたしたい熱意は持つておりますのでありますが、さういつた関係でこちらへ出席いたしかねる状況にあるので、この取扱ひについては政府委員からの説明を終了いたしました。後において理事会に諮つて協議したいと委員長においては考へておつたのでありますが、今報告を受けたところによりまして、明日の午前十時ならば両大臣とも出席できるということでありまして、それらのことを勘案して、理事会に諮つて決定したいと考えておつたような次第であります。従ひまして、伊藤委員の御発言は委員長としても、もつともだと思つておるような次第であります。ただ御参考までに申し上げておきたいと思ひますが、賃金労働局長が出席いたしまして、賃金労働局長からも御説明申し上げたいという意向を持っておりますので、賃金労働局長の説明を聴取いたしました後において理事会を開いて、その質疑の続行いかんの問題、明日の会議を開くという問題について御協議いたしたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○伊藤(卯)委員 他の同僚委員からどのような御意見等があるかは存じませんが、やはり政府委員からの答弁を受けておるに、従つてそれは根本問題に伴つて大臣の答弁を求めなければならぬといふことが起つて来るのではないかと思ふのであります。あるいは資料の提出であるとか事務的な問題にすれば、政府委員からの答弁で満足できると思ひますけれども、根本的な問題に対して質問をしようとするれば、やはり主管大臣の方針を聞かなければならぬといふことにならざるを得ないで、これは私も質問をする一人でありまして、両大臣が御出席をされまして、大臣と質問答弁を交換しながら、その間に政府委員がそれに答弁をするといふようなことがきかれて能率的ではないかと思ふのでございまして。従つて私は明日午前中両大臣が出席をされて答弁をされるということであれば、その際ひとつ両大臣に答弁を求めたいと思ひます。

○小金委員 賃金労働局長から説明をされるのが簡単なものであれば、それをしつてもらつて、今の大臣との質疑応答はあとで懇談したらどうですか。

○坪川委員長 それでは賃金労働局長から説明を願ひます。

○賃金労働局長 電産並びに炭労のストの状況につきましては、両局長から詳細御報告がありましたので、つけ加えて実情については申し上げることはございせんが、ただ労使関係につきましては扱つております労働省といつたしましての基本的な考え方と申しますか、それを一言申し上げまして、御了解を得たいと思ふのであります。

第一は、いわゆる労働争議の処置に關しましては、占領軍がおります間はほとんど最終的には占領軍の協力ないし圧力によりまして片がついておるものであります。これに對しましては労使双方とも不平と申しますか、不満を持つておるに、使用者側に言わしめましますならば、とにかくいつもその場の場の解決があつたがために、基本的な労働関係を正常なものに確立することができなかつた。労働組合側と言わしめましますならば、やはり労働者の生活の基本的な線を十分に維持することができずして、不満足な解決になつておるという意見があつたのであります。われわれ労働省といたしましては、その批判は別といたしまして、常に基本的にはやはり一つの線を出して解決しなければならぬときに、占領軍でありました関係もございまして、占領軍がとらえたと思ふのであります。これはもちろん日本の経済状態が非常に弱体であつたといふことにあると考へるのであります。現状におきましても、やはり日本の経済状態は本格的に復興はしてないものであります。これに對しては、それを考えに入れて処置をして行かなければならぬ。しかしながらこの際、独立後におきまします日本の労使関係のあり方につきましては、占領軍といふ一つの力がなくなつた状態におきまして、何らか正常な一つの労使関係の処理の方法を確立と申しますか、漸次さうな慣行の確立をはかつて行くべきではなからうか。この行き方は、やはりできますならば労使の自主的な交渉で解決がつくというのが適當であつて、これに對しまして政府等の機関が争議にいたずらに介入することは適當ではないのであらう。もしもそれが片づかぬといふような場合におきましては、やはり第三者の機関の決定を両者が尊重いたしまして、それでストライキに訴へずして、できるだけ問題を解決して行くといふような慣行の確立をはかるべきであつて、いたずらに法律で扱ひましたり、あるいは法律の定めるところに従つて強制的な政府介入政策をとるべきでないといふような考え方を基本的に持つているのであります。ところがその線は線といつたしまして、一方公益事業及び公益事業に類するような石炭産業になりまして放任しておくわけには参らないと考へておるものであります。この点につきましては、各省と密接な連絡をとりつつ処置を誤らないようにとい

う態度をとつて来ているのであります。

炭労の問題につきましては、現在まだ政府あるいは労働省といたしまして第三者機関の活動を求めるという段階には至っていない。問題はやはり三つありまして、一つは、このストの長期化によつて労働者の生活が非常に生活上非常に大きな痛手を負うようなことがあつてはならないのではなからうか。第二は、保安、保坑の問題、これは炭坑の生命にも関する問題でありまして、これが正常な状態とは行きませんが、まだ労働双方の協力によつて大体のところは保たれているかどうか。第三の問題につきましては、これはやはり一般の国民生活、あるいは日本経済界におきます各種産業がどういうふうな影響を受ける状態になるかという、この三点から考えて行きたい。第一の労働者の生活の状態は常時注視をいたしておりますが、今のところはまだ、平穏な状態が保たれているようであり、保安、保坑についても通産省と連絡をとつておりますが、まだ、格別な応急的な措置を講じなければならぬ状態に立至つていないようであり、第三の石炭の需給関係につきましては、先ほど佐久局長から御説明したような状況でございます。しかしながら部分的に動いておる状況から見ますと、組合員でもだんだん困つて来ておられますし、需給関係もやはり平衡を失うところも出ておるようであり、われわれ、関係各省との連絡を緊密にいたしまして、こゝ一週間の間の情勢を特に重要視して注意をいたしたい。その上で

やはり基本線は、なるべく強権の発動というふうなものは避けて行きたいが、しかし争議の解決に對しまして、政府は全面努力をすべきであるという考え方は捨てていないのであります。

電産につきましては、本日の状況は、いわゆる統一賃金、統一交渉というものと、それから各社別交渉、各社別賃金という労働の対立で参りましたものが、きのう、おとこの状況でやや情勢の変化があるわけであり、従ひまして、あるいはきょうあたりが一つの情勢の変化に即応して動くべき時期ではないかというふうな見方をいたしておりましたところが、本日の午後三時から中山中労委会長が努力をしてみようというふうな状況になつておりますので、大体われわれといたしましては、先ほど申し述べましたような基本的な考え方、すなわち一般の争議、あるいは特に公益事業の争議等におきましては、なるべく自主的な交渉によつて、もしそれができないならば、第三者の交渉によつてストライキをやらずして今後問題が解決される、しかも第三者の決定に對しては双方が十分尊重し、あるいは従うというふうな慣行の確立をはかるという線に従ひまして、きょう、あすの中労委の活動の状況は非常に注視をし、これに對してできるだけ協力をして行きたい、かように考えております。しかしながら十七日から二十日までのストライキの状況を考へてみますと、やはり先ほど申しましたように、公益事業として持つております性格から見まして、これに對する影響はわれわれといたしましてよく調べておかなければならないというふうな考え方をいたしまして、

これにつきましては、各省と連絡をとつて十分調査をいたし、その情勢に即応していつでも処置がとれるようなことを十分やつておきたい、かような考え方で進んでおる次第であります。

○坪川委員長 本日はこの程度といたしまして、明十二日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十分散会

昭和二十七年十一月十四日印刷

昭和二十七年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局